

○水戸市空き地等の管理の適正化に関する条例

昭和50年3月28日

水戸市条例第5号

改正 平成4年9月22日条例第26号

平成9年9月26日条例第28号

平成12年3月29日条例第1号

平成28年3月29日条例第15号

注 平成9年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、水戸市環境基本条例（平成12年水戸市条例第1号）第25条の規定に基づき、空き地等の適正な管理及び有効かつ適切な利用について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地等 現に人が使用していない土地（人が使用していても相当の未使用部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地を含む。）をいう。

(2) 土地所有者等 空き地等の所有者、占有者又は管理者をいう。

(3) 管理不良状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 雑草（枯草を含む。）が繁茂し、又は低木等が密集している状態

イ 廃棄物又は人の生命、身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある物質が放置されている状態

ウ その他市民の良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態

(平9条例28・一部改正)

(土地所有者等の責務)

第3条 土地所有者等は、良好な市民環境を保全するため、当該空き地等について管理不良状態にならないよう、常に適正な管理に努めなければならない。

(平9条例28・一部改正)

(指導及び助言)

第4条 市長は、空き地等が管理不良状態にあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、必要な改善措置を講ずるよう適切な指導及び助言をするものとする。

(平9条例28・一部改正)

(勧告)

第5条 市長は、土地所有者等が前条の規定による指導及び助言に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平9条例28・一部改正)

(措置命令等)

第6条 市長は、土地所有者等が前条の規定による勧告に従わず、当該空き地等が著しく管理不良状態にあると認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により、必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、又は履行しても十分でないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら土地所有者等の行うべき行為をし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該土地所有者等から徴収するものとする。

(平9条例28・一部改正)

(立入調査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を空き地等に立ち入らせ、調査をさせ、又は関係人に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(空き地等の公共利用)

第8条 市長は、地域の良好な市民環境を確保するため、空き地等を公園、広場その他公共又は公益施設として整備することが特に必要であると認めるときは、当該土地所有者等との協議により、有効かつ適切な利用を図るよう積極的に努めるものとする。

(平9条例28・一部改正)

(関係機関等との協議)

第9条 市長は、この条例の適切な運用を図るため、関係機関等と協議するよう努めるものとする。

(平9条例28・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 第6条第1項の規定により必要な措置を講ずることを命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わなかった者は、50,000円以下の過料に処する。

(平28条例15・追加)

付 則

この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和50年規則第40号で昭和50年6月25日から施行)

付 則 (平成4年9月22日条例第26号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成9年9月26日条例第28号）

この条例は、平成9年11月1日から施行する。

付 則（平成12年3月29日条例第1号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月29日条例第15号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後になされた命令について適用する。